



# 登記申請委任状の私文書認証 —公証人による本人確認—



土地・建物の売買・譲渡・抵当権設定等の際に登記済権利証が必要となります。  
土地・建物の登記済権利証を紛失した場合、代理人により登記を行うには、登記申請委任状の土地・建物の所有者の署名につき公証人による認証を得る必要があります。

## お手数料 1件：3500円

私署証書の認証は1万1000円ですが、その内容を公正証書にした場合の手数料の半額が1万1000円を下回るときは、その下回る額になります（手数料令34条1項）。委任状公正証書の手数料は7000円とされているので、登記申請委任状の認証の手数料は、委任状公正証書の**手数料の半額である3500円**となります。

## お手続きの流れ



### ① 必要書類

下記の必要書類とご連絡先を記載の上、郵送・FAX・メールのいずれかの方法で送って下さい。  
書類に不備がない場合は、お送り頂いてから認証まで、開所日の1週間程度で認証できます。  
※混雑状況により前後します。

【必須書類】 土地・建物 関係書類等	登記情報記載の土地・建物の所有者	
	個人のお客様	法人のお客様
<input type="checkbox"/> <b>土地</b> の場合は土地の登記簿謄本 <input type="checkbox"/> <b>建物</b> の場合は建物の登記簿謄本 <input type="checkbox"/> <b>登記申請委任状</b> ※捨印は押さないでください。	<b>【必須】</b> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書	<b>【必須】</b> 証明書 <input type="checkbox"/> 会社の印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 法務局発行の会社の登記簿謄本
	<b>【選択】</b> 顔写真付き身分証明書 <input type="checkbox"/> 免許証両面コピー <input type="checkbox"/> マイナンバーカード	<b>【選択】</b> 顔写真付き代表者の身分証明書 <input type="checkbox"/> 免許証両面コピー <input type="checkbox"/> マイナンバーカード

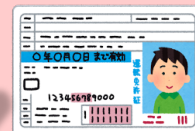
※必ず顔写真付きの身分証明書のご提出が必要です。

- ② 公証人が必要書類を確認し、お客様へご連絡いたします。
- ③ 必要書類の事前確認が終わりましたら、認証日の予約をお願いします。
- ④ 認証当日



- ・ 来所後、受付窓口にて「予約した〇〇です」とお伝えください。
- ・ 当日、作成する部屋に入れるのは当事者のみです。
- ・ 当日お持ちいただくもの

- 登記申請委任状（認証を受ける文書の原本）
- 土地・建物 登記簿謄本
- 事前にご提出頂いた身分証明書の原本
- 実印（印鑑登録証明書と合致する印）
- 手数料 1件3500円



# 登記申請委任状の私文書認証 依頼用 記入用紙

いずれかに○をつけて下さい。

ご記入ください

## 1：公証役場とやり取りする代表者様のご連絡先をお教えてください。

※公証役場では仲介を行っておりませんので代表者一名をお決めください。

代表者様連絡先

お名前		連絡のつく お電話番号	-	-	
当事者様とのご関係	当事者	・	仲介者	・	その他 ( )
<b>ご希望の連絡方法</b>					
※郵送でのやり取りは、時間を要するため、メール や FAX でのやり取りをおすすめしております。					
<input type="checkbox"/> メール	@				
<input type="checkbox"/> FAX	- -				
<input type="checkbox"/> 郵送	※当役場から郵送で送る際に”春日部公証役場”の名入りの封筒でお送りしてもよろしいですか？				
	問題無いです ・ 無地の封筒で送ってください				
	〒	-		様宛	
		都 道		市 区	
		府 県		町 村	

## 2：当事者様(不動産 権利者)

お名前	
-----	--

## 3：備考欄・質問事項等

備考	
----	--